

## ○ニツ井・種梅地域の人・農地プランについて

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

ニツ井・種梅地域

(集落) 10集落

ニツ井、種上下種寺、梅内前後、田ノ沢、泥ノ木、馬子岱、黒瀬、外面、鎌谷、悪戸

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

### 3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)状況

○経営体数

|            |    |     |
|------------|----|-----|
| 法人         | 3  | 経営体 |
| 個人         | 34 | 経営体 |
| 集落営農(任意組織) | 0  | 組織  |
| 合計         | 37 | 経営体 |

○農地面積

地域内の農地面積 434ha

農地中間管理機構への集積面積 28.7ha (令和2年3月末現在)

### 4. 将来の農地利用のあり方

| 取組事項                     | 対応 |
|--------------------------|----|
| 担い手に集積・集約化する             | ○  |
| 担い手の分散錯圖を解消する            | ○  |
| 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する |    |
| 耕作放棄地を解消する               | ○  |

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

| 取組事項                                          | 対応 |
|-----------------------------------------------|----|
| 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける                  | ○  |
| 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける          | ○  |
| 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける | ○  |

### 6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者35名(うち地域外認定農業者2名)、認定新規就農者2名(うち地域外認定新規就農者1名)を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、比較的大規模なほ場を中心に団地化を進める。